

○戸田市スポーツ賞表彰規則

平成30年3月30日

規則第21号

(目的)

第1条 この規則は、スポーツの分野における活躍を通じて、本市のスポーツの推進に貢献し、その功績が著しい個人又は団体に対し戸田市スポーツ賞を贈り、その榮譽をたたえることを目的とする。

(表彰の種類及び基準)

第2条 戸田市スポーツ賞の表彰（以下「表彰」という。）の種類及び基準は、別表のとおりとする。

(表彰の対象期間)

第3条 表彰の対象となる期間は、毎年1月1日から12月31日までとし、当該期間における最高の成績を表彰の対象とする。

(表彰の対象者)

第4条 表彰の対象となるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市に居住する者
- (2) その他市長が適当と認める個人又は団体

(被表彰者の選定)

第5条 被表彰者の選定は、市長が行う。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、市長が表彰状を授与して行う。

2 市長は、表彰に際し、表彰状を授与するほか報奨金及び記念品（以下「副賞」という。）を授与することができる。

3 市長は、表彰を行ったときは、市広報紙等により公表するものとし、戸田市スポーツ賞被表彰者台帳（別記様式）に登載するものとする。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、毎年1回定期に行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、随時にこれを行うことができる。

(追賞)

第8条 表彰を受けるべき者が、表彰前に死亡したときは、これを追賞し、その者が受けるべき表彰状をその遺族に贈るほか、副賞を贈ることができる。

(表彰の取消し)

第9条 表彰を受けた者が拘禁刑以上の刑に処せられたときは、表彰を取り消し、表彰状及び副賞を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により表彰を取り消したときは、戸田市スポーツ賞被表彰者台帳から削除するものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行し、第3条の規定は、平成30年1月1日から適用する。

(戸田市スポーツ栄誉賞表彰規則の廃止)

2 戸田市スポーツ栄誉賞表彰規則(平成16年規則第33号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際に、廃止前の戸田市スポーツ栄誉賞表彰規則の規定により表彰されているものは、この規則の相当規定により表彰されたものとみなす。

附 則(令和4年規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和4年1月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の戸田市スポーツ賞表彰規則の規定は、適用日以後の功績に係る表彰について適用し、適用日前の功績に係る表彰については、なお従前の例による。

附 則(令和7年規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の戸田市スポーツ賞表彰規則の規定は、施行の日以後の功績に係る表彰について適用し、施行の日前の功績に係る表彰については、なお従前の例による。

附 則(令和7年規則第46号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

別表（第2条関係）

種別	基準
スポーツ栄誉賞	(1) オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会又はスペシャルオリンピックスワールドゲーム（以下「オリンピック競技大会等」という。）において特に優秀な成績を挙げた場合 (2) 世界選手権大会（オリンピック競技大会等の実施競技（以下「実施競技」という。）に限る。）において極めて優秀な成績を挙げた場合 (3) その他特に功績が顕著で、スポーツ栄誉賞に値すると市長が認める場合
スポーツ優秀賞	(1) オリンピック競技大会等において優秀な成績を挙げた場合 (2) 世界選手権大会（実施競技に限る。）において特に優秀な成績を挙げた場合 (3) 世界選手権大会（実施競技以外の競技に限る。）において極めて優秀な成績を挙げた場合 (4) 国際大会において極めて優秀な成績を挙げた場合 (5) その他特に功績が顕著で、スポーツ優秀賞に値すると市長が認める場合
スポーツ奨励賞	(1) オリンピック競技大会等へ出場した場合 (2) 世界選手権大会（実施競技に限る。）において、優秀

な成績を挙げた場合

- (3) 世界選手権大会（実施競技以外の競技に限る。）において特に優秀な成績を挙げた場合。
- (4) 国際大会において特に優秀な成績を挙げた場合。
- (5) その他特に功績が顕著で、スポーツ奨励賞に値すると市長が認める場合

[illegible]

別記様式(第6条関係)

[illegible]